

報告第4号

平成30年度亀岡市水道事業会計予算の 繰越しについて

平成30年度亀岡市水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度へ繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

平成30年度亀岡市水道事業会計予算繰越計算書

別紙

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						企業債	出資金	負担金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設改良 工事	円 241,260,000	円	円 241,260,000	円 111,000,000	円 37,000,000	円 4,727,000	円 88,533,000	円	円	機械装置の製造及び設置等に不測の日数を要したため